

事務連絡  
令和4年5月23日

(公財) 都道府県生活衛生営業指導センター 御中

(公財) 全国生活衛生営業指導センター  
(担当：指導調査部)

### 事業復活支援金の申請期限の延長について

平素は、当指導センター事業の実施にあたりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、新型コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援するための事業復活支援金の申請期限の延長が発表されましたので、関係資料を添えてお知らせいたします。

つきましては、貴指導センターにおかれましては、下記について管下生衛組合をはじめ、地域生衛業者への周知・指導方お願いいたします。

#### 記

#### 1 事業復活支援金の申請期限の延長について（別添資料参照）

(1) 事業復活支援金の申請期限が延長されました。

【従来の申請期限】令和4年5月末日

**【延長後の申請期限】令和4年6月17日（金）**

**※令和4年5月31日（火）までに必ずアカウント発行を行う必要があります**ので  
ご注意ください。

(2) 申請期限の延長に伴う事前確認の期限の延長について

【従来の事前確認の期限】令和4年5月27日（金）

**【延長後の事前確認の期限】令和4年6月14日（火）**

**※申請するにあたっては、令和4年6月14日（火）までに登録確認機関による事前確認を受ける必要があります**のでご注意ください。

#### 2 専門家（行政書士）派遣事業について

(1) 現在、(一社)全国生活衛生同業組合中央会及び日本行政書士会連合会と連携して実施

している「専門家（行政書士）派遣事業」における、事業復活支援金の申請支援については新規受付を終了しております。

但し、事前に行政書士に直接依頼し、行政書士の支援の了承を受けているような「継続案件」につきましては、引き続き受付をしております。

- (2) 申請期限の延長に伴う、生衛業者の申請に係る支援要請等については、都道府県指導センターにおける「経営支援緊急対策事業」を積極的にご活用くださいますようお願いいたします。

【本件に関する問合せ先】

(公財)全国生活衛生営業指導センター

担当：指導調査部

TEL：03-5777-0341

FAX：03-5777-0342